

山梨県自治会館清掃等業務委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告します。

令和3年3月3日

山梨県市町村総合事務組合 組合長 佐野 和 広



1 入札に付する事項

- (1) 件名
山梨県自治会館清掃等業務委託
- (2) 場所
山梨県自治会館(山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号)
- (3) 期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 内容
別紙「山梨県自治会館清掃等業務委託仕様書」のとおり

2 入札参加資格

山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿(物品製造・役務提供等)において登録業種の「施設清掃」に登録されている者で、次に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に山梨県市町村総合事務組合物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成29年組合告示第2号)の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) この公告に係る入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、当該処分を受けた日から2年を経過している者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者として甲府市長の許可を受けている者であること。

- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者として山梨県知事の許可を受けている者であること。
- (10) 山梨県内に本店、支社又は営業所を有する者であること。
- (11) この公告の日前5年以内に山梨県内の公共施設において1年間継続して清掃等業務を履行した実績を有する者であること。
- (12) 役務の性質上、緊急の措置を要する場合は、連絡後概ね1時間以内に履行に着手することのできる者であること。

3 仕様書及び入札説明書の交付等

- (1) 日時
この公告の日から令和3年3月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。) 管理課
住所：山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館1階
電話：055-237-5711
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 現場視察等
現場視察及び設備図面の閲覧は、随時実施する。入札参加希望者は、希望する日時(この公告の日から令和3年3月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))を事前に組合管理課まで連絡すること。
なお、現場視察は、山梨県自治会館の現地の都合により、希望する日時に実施できない場合がある。

4 入札参加申込みの受付

- (1) 受付期間
この公告の日から令和3年3月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 受付場所
上記3(2)と同じ

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和3年3月19日(金) 午前11時
場所 山梨県自治会館2階 研修室1
(山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号)
- (2) 郵送等による入札
不可とする。
- (3) 入札の無効

上記 2 に定める入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

山梨県市町村総合事務組合財務規則(平成 22 年組合規則第 7 号)第 98 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限範囲内で、入札金額の最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

(3) 違約金

落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとし、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 最低制限価格の有無

無

(6) 前払金の有無

無

(7) 参加資格を満たさなくなった場合

落札者が契約締結の日までの間に、上記 2 に掲げた参加資格のうち 1 つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、組合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(8) その他

入札の詳細は、別紙「入札説明書」による。